

第 203 回 暮らしの SDGs 学習会 議事録

1. 出席者 増永、吉永、横田、大塚、小川、筒井（説明・記）
2. 日時 2024 年 10 月 11 日（金） 13:30 ~ 15:00
3. 場所 流山市 生涯学習センター 3F 大会議室
4. テーマ 1.5°C へのアクション連続セミナー（CAN-Japan 主催）第 2 回内容
（実効性のあるカーボンプライシングとは）
5. 説明 筒井 義憲（OBN 会員 千葉県温暖化防止活動推進員 学習会担当）
6. 内容 CAN-Japan では、『1.5°C へのアクション』と題して 4 回に亘る WEB セミナーを開催しており、第 2 回の内容の要点を、録画を映写、説明するとともに資料の一部をプリントし配布しました。（セミナーの内容は以下の通りです）

- * カーボンプライシングは、排出量取引制度（ETS）と炭素税があり、排出量取引制度は自主的か義務付けか・総量か原単位かなどに細分化されており、炭素税は国によってさまざまな名称を使っている。
- * カーボンプライシングの利点は、CO₂ 排出に対して、価格（税）や排出量の管理を通じて削減を行えることである。また、それが社会全体で可能になるし、排出量削減がコスト削減になるという認識を持つことが出来る。
- * IPCC 第 6 次報告書（AR6）では、今後の気温上昇を 1.5°C に抑えるには、温室効果ガス排出量を 2035 年に 2019 年比で 60% 削減が必要と示された。
- * 世界の上場企業の中で、短期削減目標を持っている割合は 44% になっているが、1.5°C 目標に整合する目標を持っている上場企業は 19% しかない。
- * 世界では 75 のカーボンプライシングの制度があり、更に導入が進んでいる。
- * 政府は化石燃料賦課金（炭素税）と GX-ETS の導入で、成長志向型カーボンプライシングを実現しようと予定している。なお、（日本におけるエネルギー政策の方向性を定めた）GX 推進法が 2023 年に成立している。
- * カーボンプライシングにおける炭素価格の設定は、企業が導入するように排出削減策を講ずる費用よりも高くなるようにすることが必要である。
- * 政策としては、世界の炭素価格の水準を考慮し引き上げていくことや、総排出量に上限を設けることなどが必要である。

<次回予定>

- 日時 : 2024 年 11 月 15 日（金） 13:30 ~ 15:00
- 場所 : 流山市 生涯学習センター 3F 会議室
- 内容 : Can-Japan の 1.5°C へのアクション連続セミナー（第 4 回）
（市民・企業・自治体は 1.5°C 目標をめざす）
- 説明 : 筒井 義憲（OBN 会員：学習会担当）